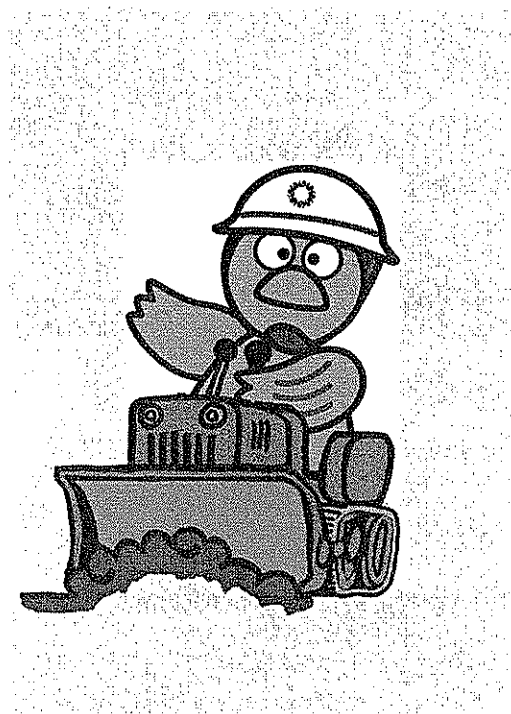


# 建設業者の皆さんへ



埼玉県のマスコット コバトン

このパンフレットは、建設業を営むうえで知っておいていただきたいことが、わかりやすく書かれております。

建設業の皆さんにとって、よくご理解いただきたい大切なことばかりです。日々のお仕事の際に、ご活用ください。

彩の国

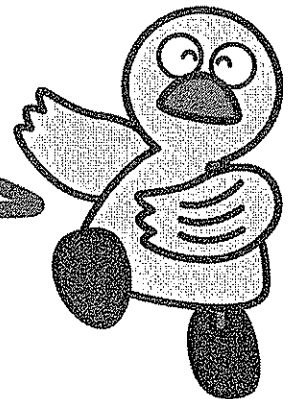


埼玉県

## 目 次

1	建設工事の請負契約は書面で	P 1
2	元・下請関係の適正化に努めましょう	P 2
3	一括下請は禁止されています	P 3~ 4
4	労働安全管理に努めましょう	P 5
5	適正な施工体制を確立しましょう	P 6
6	技術者は適正に配置しましょう	P 7~ 8
7	雇用労働条件の改善に努めましょう	P 9~10
8	関係法令を守りましょう	P11
9	建設業退職共済制度に加入しましょう	P12
10	経営基盤強化・新分野進出に係る支援制度のお知らせ	P13~14
11	各種相談窓口	P15

とても大切な  
ことばかりです



## 1 建設工事の請負契約は書面で

建設工事の注文者と口頭で契約を行うと、内容が不明確、不正確となり、工事の仕様その他の事項でトラブル発生の原因となります。そして、注文者と受注者で不信感が生まれると、トラブルの解決に長期間を有することとなります。

このため、契約の内容を確認の上書面に記載し、その明確化を図り、後になって紛争の生じることのないようにしなければなりません。

建設業法では、建設業者の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、一定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないと定めています。

### 契約締結に際して記載しなければならない事項（建設業法第19条）

- 1 工事内容
- 2 請負金額
- 3 着工・完工の時期
- 4 前金払、出来高払の時期、方法
- 5 設計変更、工事中止などの場合の工期変更、代金額変更、損害負担とその算定方法
- 6 天災その他の不可抗力による工期の変更、損害負担とその算定方法
- 7 価格変動による代金額、工事内容の変更
- 8 第三者が損害を受けた場合の賠償金負担
- 9 注文者からの支給材料、貸与品の内容、方法
- 10 工事完成検査の時期、方法、引渡し時期
- 11 完成後の代金支払時期、方法
- 12 履行遅滞など債務不履行の場合の遅延利息など損害金
- 13 契約に関する紛争の解決方法

契約を締結するにあたり、建設業者と注文者が一条ずつ協議しながら、契約書を作成するのは、手間がかかり、実際的ではありません。

このため、国土交通省に設置されている中央建設業審議会では、建設業法に定める事項を明記した建設工事の標準請負契約約款を作成しています。

注文者と工事契約を締結するときは、一般的には、注文書・請書に約款を添付することになります。

また、下請契約当事者間でも、建設工事標準下請契約約款、または、これに準拠した内容の書面で契約することが必要です。

建設工事請負契約の標準的な約款として、

1 「民間連合協定工事請負契約約款」

2 「工事下請基本契約約款」

があり、(社) 埼玉県建設業協会にて有償頒布しています。

(社) 埼玉県建設業協会 TEL048-861-5111

さいたま市南区鹿手袋4-1-7 建産連会館2F

## 2 元・下請負関係の適正化に努めましょう

下請契約の当事者である注文者と受注者は、対等な立場の合意により公正な下請契約を締結し、契約に定められた条項を誠実に履行しなければなりません。

### (1) 書面により契約を締結しましょう。

下請契約があいまいなまま工事が行われると、

- 下請契約の注文者は
- 1 過大な支払いを要求される
  - 2 工事が工期内にできあがらない
  - 3 工事に不良な部分があっても、補修してもらえない  
ということにもなりかねません。

- 下請契約の受注者は
- 1 正当な請負代金を請求できなくなる
  - 2 請負代金が長期の手形になる
  - 3 支払条件が不適正なものになるなど、経営を圧迫され、  
大きな支障が生じることにもなります。

下請契約当事者間のトラブルを防ぐため、契約書で契約を締結しましょう。  
再下請する際も同様です。

### (2) 下請契約の代金支払は適正に行いましょう。

下請契約の注文者は、受注者に対する請負代金の支払い方法等について次のことを守ってください。

- 下請契約の請負価格は、施工範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする
- 請求書の締切から支払までの間をできる限り短くすること
- 支払はできる限り現金払いとすること（少なくとも、労務費相当分は現金払いで）
- 手形期間は120日以内とし、できるだけ短い期間とすること
- 前金払の支払いを受けたときは、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること

下請契約関係で、工事代金や労働賃金等の不払いが発生した場合は、発注者から直接工事を請け負った建設業者が解決に努力する必要があります。

また、資材業者、建設機械や仮設機材の賃貸業者等についても同様の配慮が必要です。

### (3) 不必要な重層下請契約を行わないようにしましょう。

建設工事で不必要な重層下請契約が行われると、欠陥工事や下請工事代金の不払いなどトラブルの原因になります。下請契約を締結する際は、不必要な重層契約を行わないよう十分配慮してください。

### 3 一括下請負は禁止されています

注文者は、建設業を営む数多くの業者の中から、施工実績、施工技術、資力、信用などを慎重に考慮して、請負業者を選定しています。

請け負った建設工事を一括して他の建設業者に請け負わせ、この工事に何も関与しないとしたら、その業者は注文者の信頼を裏切ることになります。

#### 一括下請負の禁止

##### ◆ 建設業法第22条

- 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはいけません（第1項）  
\*建設業者とは建設業の許可を受けている業者をいいます。

- 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはいけません（第2項）  
\*建設業を営む者とは建設業の許可の有無を問わず、全ての建設業を営む者をいいます。

- 第1項又は第2項の規定は、元請人が予め発注者の書面による承諾を得た場合は適用しません（第3項）

##### ◆ 入札契約適正化法第12条

- 公共工事については、いかなる理由があっても一括して他人に請け負わせることや請け負うことはできません（法第22条第3項の規定は適用しません）

#### 建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- ◆ 建設工事の施工上の責任の所在が不明確になることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
- ◆ 施工能力のない商業ブローカー的な不良建設業者の輩出を招くことになる。

#### どのような場合、一括下請負となるでしょうか？

次のような場合、元請人がその下請工事の施工に実質的に関与してないときは、一括下請負となります。

- (1) 工事の全部を一括して他の業者に請け負わせる場合  
(この場合、中間搾取が一切ない場合でも一括下請負に該当します)
- (2) 工事の主たる部分を一括して他の業者請け負わせる場合
  - 例1 建築物の電気配線の改修工事で、電気工事の全てを一社に下請けさせ、工事の施工に伴う内装工事のみを元請人自らが施工する（または他の業者に下請負させる）場合
  - 例2 住宅の新築工事で、建具工事以外の全ての工事を一社に下請けさせ、建具工事のみを元請人自ら施工する（または他の業者に下請けさせる）場合

(3) 工事の一部であっても、他の部分から独立してその機能を発揮する  
工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

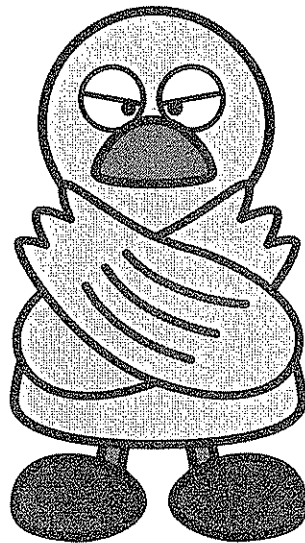
例1 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の工事を一社に下請負させる場合

例2 道路改修工事を2km請け負い、そのうちの500m分について  
施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず  
その工事を一社に下請負させる場合

#### 実質的に関与とは・・・

元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいいます。

また、下請負人が再下請負する場合についても、下請人自らが再下請した専門工種部分に関し、総合的に企画、調整、指導を行うことをいいます



一括下請負工事は、請け負わせた者も請け負った者も、建設業法に基づく監督処分（原則として営業停止）の対象となります。

## 4 労働安全管理に努めましょう

建設工事は、他の産業と比較して、作業環境や作業方法が本来的に事故が発生しやすいものとなっており、建設工事における安全管理は重要な課題となっています。

機械化が進んでいる建設現場では、労働者の安全と健康に対する危険が多種多様化しています。

現場での事故の内容をみると、ちょっとした気の緩み、認識不足による安易な判断等により、必要な災害防止の措置が取られずに、取り返しのつかない事故につながったものが数多くあります。

建設工事において安全衛生管理を行う場合には、災害防止の観点から労働安全衛生法等関係法令が制定されていますので、法令を守ることはもちろん、人命尊重や建設業の健全な発展という見地から、法令で定められている以上の安全対策の実施や快適な作業環境の形成を図ることが必要です。

労働災害・事故が発生すると、県や市町村の指名停止措置や建設業法の監督処分の対象となるばかりでなく、労働安全衛生法で処罰を受けることもあります。また、企業の社会的信用も著しく損なわれてしまいます。

建設業者の皆さんは、日ごろから、現場における安全衛生教育の徹底に努めなければなりません。

毎朝、下請業者を含めて、作業方法や安全対策の打ち合わせや確認を励行する等、日々の労働安全管理体制を確立するよう努めてください。

また、次の場合は、必ず労働者に対する安全衛生教育を実施してください。

- 1 新たに建設労働者を雇用したとき
- 2 作業の内容を変更したとき
- 3 危険又は有害な作業を行うとき
- 4 新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者がいるとき



## 5 適正な施工体制を確立しましょう

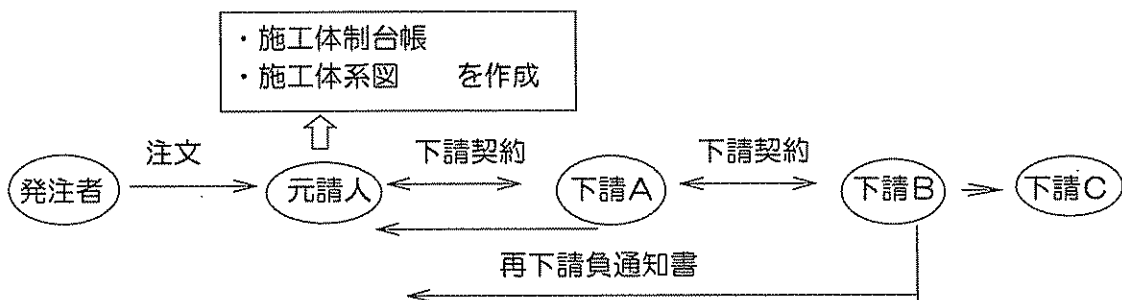
発注者から直接工事を請負った建設業者は、適正かつ効率的な施工を確保するため、施工体制台帳・施工体系図を整備すること等により、的確に施工体制を把握する必要があります。また、下請契約の受注者は施工体制台帳の作成に協力しなければなりません。

### 施工体制台帳とは・・・(建設業法第24条の7)

すべての下請契約の受注者（孫請等も含む）の名称・担当工事内容・工期等を記載したもので、契約書の写し・元請監理技術者関係書類・再下請通知書・下請負業者編成表などから構成されます。

この要点をまとめ体系化し各下請負人の施工の分担関係を図示したフロー図が施工体系図です。

### 施工体制台帳の仕組み



### 施工体制台帳

特定建設業者が、発注者から直接請負った工事の施工で、下請契約の総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となる場合は、施工体制台帳・施工体系図の作成が義務づけられています。

施工体制台帳は工事現場に備え置き、施工体系図は現場に掲示しなければなりません。

また、工事終了後は、保存が義務づけられています。

工事施工に関する書類は、

「施工体制台帳」

「施工体制台帳記載例」

などがあり、(社) 埼玉県建設業協会で頒布しています。

(社) 埼玉県建設業協会 TEL048-861-5111

さいたま市南区鹿手袋4-1-7 建産連会館2F

## 6 技術者は適正に配置しましょう

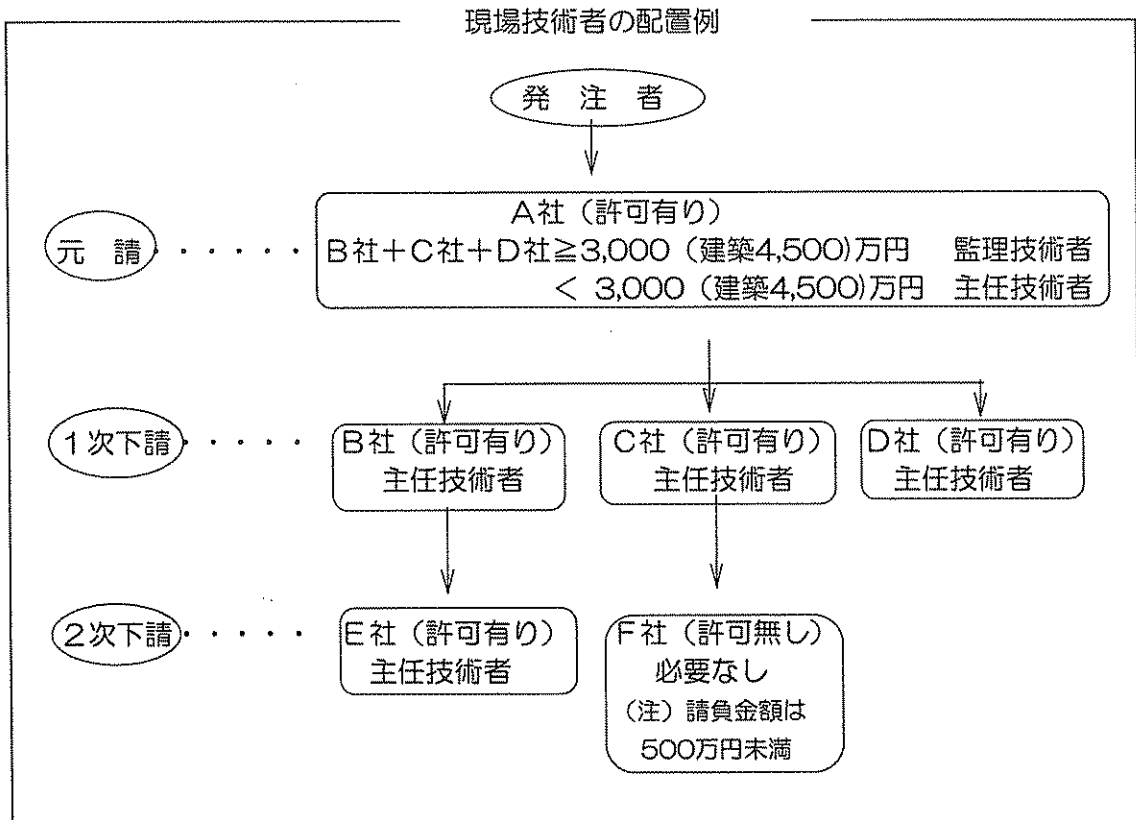
建設業者は、適正な施工を確保するため、工事の現場に主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。（建設業法第26条）

元請工事（小規模）や、下請工事には  $\longrightarrow$  **主任技術者**  
 請け負った工事を施工する場合には、金額の大小、元請・下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を配置する必要があります。

元請工事（大規模）には  $\longrightarrow$  **監理技術者**  
 発注者から直接工事を請け負い（元請）そのうち3,000万円（建築一式の場合は、4,500万）以上を下請契約して施工する場合には、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければなりません。

※ 発注者から直接請け負った工事で、その下請契約請負代金の総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となる場合は、特定建設業の許可がないとできません。

※ 主任技術者・監理技術者は、  
 工事を請け負った企業との直接かつ恒常的な雇用関係が必要  
 工事の種別に応じた、必要な国家資格等の要件を満たしていることが必要  
 （出向者は不可）



### 主任技術者・監理技術者の現場専任

公共性のある工作物に関する重要工事では、工事一件の請負代金が2,500万（建築一式工事では5,000万円）以上の工事に係る主任技術者又は監理技術者は、その工事現場に専任しなければなりません。

### 「公共性のある工作物に関する重要工事」とは、〈建設業法施行令第27条〉

請負金額2,500万円以上（建築一式工事は5,000万円）以上の個人住宅を除くほとんどの工事で、発注者が公共機関でない、いわゆる民間工事も含まれます。

### 「工事現場に専任」とは 〈建設業法第26条第3項〉

専任とは他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないこと意味します。元請・下請に関係なく、常時継続的に工事現場に置かれていることが必要です。

### 「営業所の専任技術者」とは 〈建設業法第7条第2号、第15条第2号〉

「営業所の専任技術者」は請負締結の契約にあたり技術的なサポートを行うことがその職務であり、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、その営業所の近隣工事の主任技術者等との兼務が営業所の職務を適正に遂行できる範囲で認められていますが、近隣工事であっても工事現場に専任する主任技術者等と兼務することはできません。

### 「現場代理人」とは 〈建設業法第19条の2〉

建設業法上は現場代理人の資格に関する規定はありませんから、従業員であれば誰でも現場代理人として配置することが可能です。

現場代理人は、監理技術者等と兼ねることができますが、原則として現場常駐が求められているため、営業所の専任技術者が現場代理人になることはできません。

### 建設業法における技術者制度

許可をうけている業種	指定建設業（7業種） （土木、建築、管、鋼構造物、旧装、電気、造園）			指定建設業以外 （左以外の21業種）		
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業者に必要な技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督の実務経験		①国家資格者 ②実務経験者
工事現場における下請総額	3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は契約できない	3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は契約できない
現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者	①国家資格者 ②実務経験者		①一級国家資格者 ②大臣特別認定者	①国家資格者 ②実務経験者	
技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が2,500万円以上となる工事					

\* 建築一式の場合は 3,000万→4,500万 2,500万→5,000万となります。

## 7 雇用労働条件の改善に努めましょう

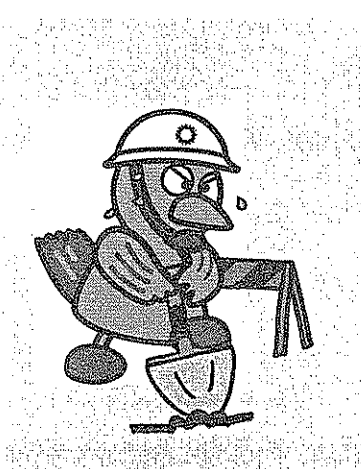
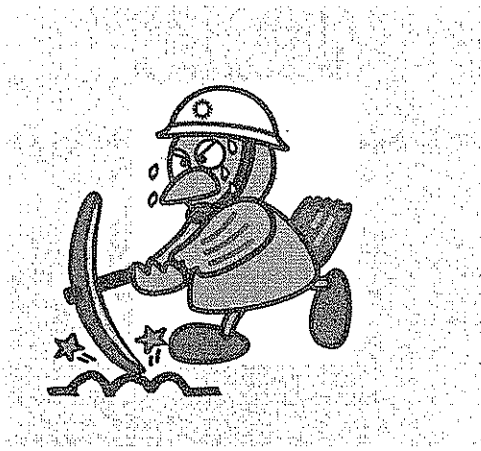
安定した雇用関係の確立、建設労働者の安全や健康の確保、収入の安定等をめざし、雇用労働条件や就労環境の改善に努めましょう。

### 雇用・労働条件の改善

- ① 雇い入れに当たっては、適正な労働条件を明示し、雇用に関する文書を交付すること。
- ② 適正な就業規則を作成すること。さらに、一つの事業場に10人以上の労働者を使用する場合は、所轄の労働基準監督署に届け出ること。
- ③ 賃金は通貨で毎月1回以上、一定日に全額を直接労働者に支払うこと。  
※労働者の同意を得るなど一定の条件を満たせば金融機関への振込みも可
- ④ 建設労働者名簿と賃金台帳を調整し、これを保存すること。
- ⑤ 労働時間の短縮や休日の確保などを十分に配慮した労働時間の管理を行うこと。

### ご注意下さい

労働基準法の法定労働時間は、1日8時間、1週40時間です。



### 安全衛生の確保

- ⑥ 新たに雇用した者、作業内容を変更した者、危険有害な作業につく者、新たに監督職務（職長など）につく者に対する安全衛生教育を行うこと
- ⑦ 現場で災害が発生したときは、当該下請契約の注文者及び発注者から直接工事を請け負った建設業者に報告すること。  
また、被災労働者を雇用している事業者は、現場を管轄する労働基準監督署へ労働者死傷病報告を提出すること。

### 福祉の充実

- ⑧ 雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険に加入すること。
- ⑨ 1人親方等も任意の労災保障制度に加入するよう努めること。
- ⑩ 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立すること。  
また厚生年金基金の加入にも努めること。
- ⑪ すべての建設労働者に対し健康診断を行うこと。  
常時使用する労働者に対しては雇入れ時と定期的に健康診断を必ず行うこと。

### 適正な雇用管理

- ⑫ 労働者の能力向上のため、技術、技能の研修・教育の訓練を行うこと。
- ⑬ 雇用管理責任者を選任し、従業員に周知すること。また、その者の知識の修得と向上を図ること。
- ⑭ 建設労働者の募集は適正に行うこと。
- ⑮ 不法に外国人を就労させないこと。

#### 建設業法

(建設業法第24条の6、建設業法施行令第7条の3)

建設労働者の雇用改善等に関する法律

労働基準法

労働安全衛生法

労働契約法

労働災害補償保険法

その他

関係法令を  
遵守しましょう



## 8 関係法令を守りましょう

法令違反をすると、各法律が定めている罰則や、建設業法による行政処分などを受け、その後の営業活動に大きな影響をもたらすこととなります。

また、建設産業の社会的信用を大きく傷つけてしまうこととなります。

建設業に関係する法律は、数多くありますが、建設業の皆さんは、これらの法律を守り、適正な工事の施工に努めてください。

建設業法  
建築基準法  
労働基準法  
労働安全衛生法  
独占禁止法  
刑法  
道路交通法（過積載車両の運転禁止等）  
建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）  
その他

関係法令を  
遵守しましょう



不公正な取引方法をして、独占禁止法に違反すると、公正取引委員会により審決という形で業務改善命令が出されるとともに、多額の課徴金が課せられます。

さらに、建設業法に基づく監督処分として、営業停止等の行政処分の対象となり、国や県・市町村に指名参加をしているときは、長期間にわたる指名停止措置がとられることとなります。

刑法で禁じられている贈賄や談合を行った場合は、懲役や禁錮刑など、重い罰則が課せられることになり、社会的な信用もさらに大きく損なわれることとなります。

特に談合は、公正で自由な競争を否定し、納税者・消費者の利益の阻害、国際化への障害ともなり、決して社会全体から容認されるものではなく、建設業の健全な発展を妨げるものです。

道路交通法で禁止されている過積載車両の運転については、運転する者や車両の使用者だけでなく、使用者以外の荷主・荷受人・販売業者などが過積載を要求する行為も禁止されています。

建設業者の皆さんが、工事現場で資材の搬入や建設残土などを排出するときは、次のことを必ず守ってください。

- 過積載車両の運転をしないこと
- 過積載車両の運転をさせないこと
- 資材業者等に過積載車両での運転を要求しないこと

## 9 建設業退職共済制度に加入しましょう

建設業退職共済制度は、建設現場で働く人たちの退職金の制度です。現場で作業する人たちが、全国どこの現場で、いつ働いても、日数分の掛金が全部通算され、建設業の仕事をしなくなった時退職金が支払われるしくみとなっています。

### 建設業退職共済制度のしくみ

建設業の事業主が共済組合と退職金共済契約を結んで、建設現場で働く作業員を被共済者として共済手帳を交付し、働いた日数に応じて共済証紙を事業主から貼付してもらい、建設業界で働くことをやめた時、退職金が支払われることとなっています。

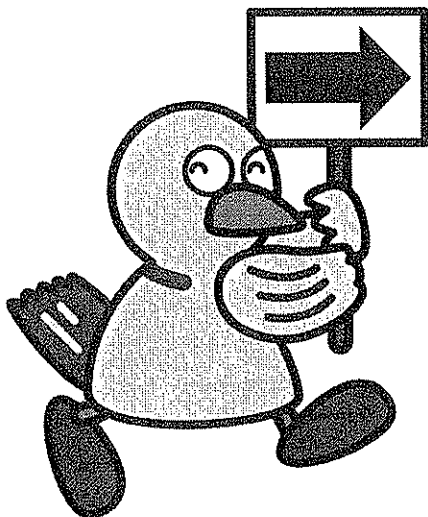
たとえば、作業員が次々と現場を移動し、事業主が変わっても、その先方で共済証紙を貼ってもらい、働いた日数は全部通算できるようになっています。

事業主の方の掛金は、税法上損金又は必要経費として全額非課税となります。

### ご注意下さい

共済証紙の貼り忘れのないよう十分注意してください。

証紙が貼られていないと、その掛金分の退職金の支払いができません。証紙は必ず共済手帳に貼りましょう。



問い合わせはこちらへ・・・

勤労者退職金共済機構 建退共埼玉県支部  
TEL048(861)5111 (埼玉県建設業協会内)

勤労者退職金共済機構に用意してある申込書に必要な事項を書き込み、提出するだけで、会費や手数料は一切不要です。

## 10 経営基盤強化・新分野進出に係る支援制度のお知らせ

建設産業は建設投資の低迷、受注競争の激化等により依然として厳しい経営環境に直面しています。そこで、経営基盤強化や新分野進出を目指す建設産業の事業者の皆様に対し、国や県をはじめ関係機関では、経営相談や診断、資金の貸付けなど様々な支援制度を設けています。

◎経営相談の受付・派遣等を希望される場合、主な窓口は以下のとおりです。

### ①ワンストップサービスセンター(財団法人建設業振興基金 構造改善センター)

地域の中小・中堅建設業者の経営基盤強化等を図るため、国土交通省からの委託を受けて、(財)建設業振興基金が実施するものです。建設業経営支援アドバイザー(公認会計士や税理士、中小企業診断士等の有資格者)が直接訪問し、経営相談に応じます。(相談料は1回3時間2回まで無料)

問い合わせ先 TEL 03-5473-4572

(または社団法人埼玉県建設業協会 TEL 048-861-5111)

### ②簡易経営相談(財団法人建設業振興基金 構造改善センター)

建設業を経営する上で、専門家にインターネットで無料相談ができます。また、公開されている他の相談内容を無料で閲覧することができます。

URL : <http://www.yoi-kensetsu.com/soudan/index.html>

### ③財団法人埼玉県中小企業振興公社(埼玉県中小企業支援センター)

中小企業の経営や技術等に関する様々な課題について、民間出身のマネージャーや各分野の専門家等が相談に応じます。

問い合わせ先 TEL 048-647-4085

URL : <http://www.saitama-j.or.jp/>

### ④埼玉県創業・ベンチャー支援センター

創業を目指す方やベンチャー企業・中小企業の皆様へそれぞれのステージに合ったアドバイスや各種サービスを行っています。

問い合わせ先

〒338-0001 さいたま市中央上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3F

TEL 048-711-2222

### ⑤埼玉県中小企業再生支援協議会(さいたま商工会議所)

中小企業の再生に向けた取組を支援するため、産業活力再生特別措置法に基づき、さいたま商工会議所と国(関東経済産業局)との委託契約により設置された協議会です。事業の将来性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者を対象に、きめ細かい経営相談・再生支援を行います。

問い合わせ先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5F

TEL 048-836-1330

### ⑥商工会議所・商工会の経営改善普及事業

小規模事業者(従業員数~建設業では20人以下)を対象に、商工会議所・商工会の経

営指導員が、金融、税務、経理、労務、商取引など経営上の様々な課題に対し相談に応じる制度です。相談は原則として無料で行われます。また、経営コンサルタントなどの専門家による講習会や、創業・経営革新を予定されている方への支援なども行っています。

◎その他、実施している公的支援制度は、埼玉県建設業課のホームページに掲載しています。該当ページへの入り方は次のとおりです。ぜひご参照ください。なお、各制度の詳細については、担当機関・部署にお問い合わせくださるようお願いいたします。

**入り方**

「埼玉県 建設業課」で検索→「埼玉県／建設業課」→「コンテンツ」欄の「埼玉県建設産業支援のページ」→「建設産業経営支援情報の提供」

◎また、最近の、建築着工件数の急激な減少や原油・原材料価格の上昇に伴う経営相談を、商工会議所・商工会などで受け付けています。経営上の問題や公的融資について相談を希望される方は、事業所・事務所がある商工会議所・商工会に、電話でお問い合わせください。



---

---

埼玉県県土整備部建設業課

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048 (830) 5176 (直通)

5177 (直通)

5178 (直通)

平成20年8月

---

---